

# 社保協通信

秋田県社会保障推進協議会

No.114

2020.2.27

秋田市中通6丁目1-56-5

電話 018-835-6354

Fax 018-832-0203

世帯主45歳、妻45歳、子2人  
(年間所得250万円)の場合

軽減なし国保税

455,500円

子供均等割の軽減額(2人分)

58,800円

子供均等割軽減後の国保税

396,700円

可決されると、秋田県で最初の子ども均等割全額免除が実現することになります。予算では、2020年4月から高校生以下の子供のいる360世帯(557人の子供)の国保税均等割額(一人

秋田県で「初」

湯沢市は子育て支援の一環として、子供にかかる国保税の均等割額を全額免除する予算案を3月定例議会に提案しました。

## 国保税 子どもの均等割額 湯沢市 全額免除へ!

世帯主45歳、妻45歳、子2人(中学、小学)(年間所得250万円)の場合、均等割の軽減がなければ、国保税は45万5500円です。今回の均等割り全額免除では、子供2人で5万8800円が軽減され、新たな国保税は39万6700円となります。(表参照)

子供2人では  
約6万の税減額!

当たり2万9400円)を全額免除するとしています。この減免に必要な財源134万円は、当面国保の財政調整基金から補てんします。

湯沢市では一年以上検討を重ねてきました。

東北で5番目  
全国では30番目

現在、子供均等割額全額あるいは一部減免を実施しているのは、東北では宮城県仙台市(一部)、岩手県宮古市(全額)、福島県南相馬市(全額)、白河市(全額)につき湯沢市(全額)は5番目の実施自治体となります。全国では30番目です。

子育て支援の一環として  
さらに働きかけ

全国一の少子高齢化が進む秋田県。県社保協は子育て支援の一環として国保税均等割減免の実施を各自治体に要請してきましたが、湯沢市での実施を契機にさらに実施自治体が増えるよう引き続き要請してまいります。

「車中の人々」

全国に道の駅は1160か所ある。この5年間に、その約3割335か所で車上生活者が確認され、そして12人が死亡している。昨夏3世代3人で1年暮らしていた92歳の女性が亡くなったことを記憶されている方もいると思う。NHKはクローズアップ現代「車中の人々 駐車場の片隅で」という番組を組み実態調査を報告している。車があれば生活保護の対象ではなく、車を手放せば野宿。迷惑をかけたくないと、支援が必要なのに孤立を深め、福祉や行政や誰かの助けを得ることが出来ない高齢の男性達。経済的・社会的事情以外に、人と深く関わらず生きていける場所を求め車上生活を続ける人も。格差と貧困と無関心の間で、駐車場のライトの届かぬ片隅で生きる人がいる悲しさと、つながろうと支援するNPOの方達の熱意が実を結ぶ時は、ほっとする。NHK現場スタッフの良心を感じる内容だった。(G)



大館市立扇田病院、JCHO 秋田病院、湖東厚生病院、  
横手市立大森病院、羽後町立羽後病院の再編・統合やめよ！

## 地域医療まもる共同行動

# あきた連絡会 結成準備進む

### こんな時こそ、公立・公的病院の出番！

日本、そして世界をコロナウィルスの脅威が襲っています。21世紀は未知のウィルスとの闘いとも言われていますが、こんな時こそ公立、公的病院の出番です。急性期の入院ベッドを統合・再編するなどんでもありません。地域で住民の命を守る役割を果たせるよう国は医療スタッフ、設備など、財政的にもしっかり支援をしなければなりません。

全国で、病院再編・統合を阻止、地域医療を守る共同行動連絡会の結成が相次いでいます。

秋田県では県議会、市町村議はじめ、各地域から病院再編・統合「ノー」の声があがり続けています。

#### 共同行動秋田連絡会 結成準備進む！

県労連、県医労連、自治労連秋田県本部、国交共闘、県社保協の5団体が呼びかけ「地域医療を守る共同行動秋田連絡会」の結成準備を進めています。

す。

名指しを受けた県内の5病院扇田病院、JCHO秋田病院、湖東厚生病院、大森病院、羽後病院を全県の運動で支援します。地域の医師不足などの医療事情を無視した、国による一方的な再編・統合を撤

回させるとともに、地域医療をしっかりと担うことができるよう全力を挙げます。

#### 地域医療を守る

#### 多彩な活動予定

共同行動連絡会は地域医療を守る運動を進めている様々な団体とも連携して、県や市町村当局、議会への請願・陳情、また、病院長や、首長との懇談、署名や学習会、地域医療の要望把握の調査活動など多彩な行動を予定しています。

#### 結成総会学習会

#### 3月7日開催は延期

3月7日(土)開催予定の、地域医療をまもる共同行動あきた連絡会結成総会と学習会はコロナウィルス予防対策のため延期とさせていただきます。ご迷惑をおかけしますが、ご協力よろしくお願いいたします。

## 3月7日予定の 結成総会・学習会 延期

結成総会・学習会は当初3月7日を予定しご案内していましたが、コロナウィルス予防対策のため、急遽延期することとなりました。ご迷惑をおかけいたしますが、当面は連絡会準備会として活動し、早期に連絡会結成できるよう取り組みを進めます。ご協力よろしくお願いいたします。

# 保 育

2020年2月13日

秋田市議会 議長 岩谷 政良 殿

## 給食副食費助成と保育士の処遇改善を求める陳情書

### 【陳情の趣旨】

令和元年10月より「幼児教育、保育」無償化が実施されました。その一方で、3歳以上児給食副食費が新たに保護者負担となりました。保護者負担軽減のために秋田県は副食費助成事業を創設、それを受けさらに市町村単独で上乘せし、所得制限なしの副食費全額助成の市町村が多く生まれています。

乳幼児期の給食は成長発達を育む大切な柱であり、子ども格差を広げないために、本来、国が責任を持つものです。

「幼児教育、保育」無償化の一方、近年、保育士確保の困難さがますます広がり、保育現場の労働の厳しさが増えています。

東京と秋田の最低賃金時間給、保育士賃金格差は広がる一方で、平成30年度賃金構造基本調査では、東京と秋田の保育士平均は、年収見込みで111万円の差が出ています。

子どもと楽しく保育をしたいが、仕事の多様化と忙しさが増えています。秋田市で働く職員、保育士の確保、定着に向けた施策の拡充、創設が強く求められています。

### 【陳情の内容】

#### 1, 給食副食費助成を

秋田市は、子育て家庭の経済的負担軽減のために第1子、第2子以降保育料無償化事業を推進しており、今後ますます0歳から2歳児無償化の家庭が増えていくことと思います。

少なくともこれらの家庭が無償化を継続できる給食副食費助成の実施を陳情します。

#### 2, 秋田市の保育士確保、処遇改善施策の推進を

秋田市で働く保育士確保、定着のために、現在進めている保育士・保育所支援センター、奨学金返還助成事業、アンダー40正社員化促進事業、障害児保育補助金等の拡充とともに、新たな秋田市独自の処遇改善施策の創設を陳情します。

以上

昨年10月より幼児教育、保育「無償化」が実施され、県、各市町村で副食費補助の動きが広まりました。しかし、唯一、秋田市だけが副食費補助が実現しませんでした。県社保協保育部会と保育を考える会はこの間、秋田市に要請や懇談を行うとともに、3月秋田市議会へ副食費補助と保育士の処遇改善を求める陳情書を提出しました。(国に意見書提出を求める陳情も別途提出)

## 6月25日 名古屋初判決!

「生活保護基準引き下げは憲法違反」秋田はじめ全国29の裁判所で争われている裁判の最初の判決が6月25日(木)午後3時、名古屋地裁から出ます。国の生活保護基準部会長



代理の岩田正美・日本女子大学名誉教授が「部会は基準引き下げを容認していない」と証言、また、白井康彦元中日新聞記者等も意図的な「物価偽装」で「生活扶助費の物価指数を4・78%も下落させ生活保護費を引き下げたと証言、厚生労働省は厳しく追い詰められています。

判決は秋田はじめ全国の裁判に影響が及ぶため、「公正な判決」を求める署名を全国から名古屋地裁へ集中しています。ご協力お願いいたします。

## 講演会のお知らせ

学習委員会では芝田英昭教授(立教大学)を講師に迎え「全世代型社会保障とは」をテーマに5月23日(土)中央地区老人福祉総合エリア(多目的ホール)で講演会を

開催することいたしました。年金、医療、介護、生活保護、保育などは「全世代型社会保障」の狙いはなにか?これらに対してどう運動を進めるか?講演いただきます。

# 知らないで大損 - 知ってトクする！ 【その20】

## 各種の所得控除を活用して 住民税非課税にしよう!

住民税非課税世帯になると、医療費や高齢者の入院食事代、国保料(税)、介護保険の保険料・利用料が軽減されます。

下記のように確定申告することで、住民税非課税になる場合もあります。



### 「障害者」や「寡婦・寡夫」であれば 住民税非課税になる場合も

税法上の「障害者」や「寡婦・寡夫」は、前年の所得が125万円以下(公的年金収入だけの場合は年間収入金額245万円以下)であれば、住民税が非課税になります。125万円を超える場合は非課税にはなりません。税金や保険料が低くなります。該当する人は、3月15日までに税務署で確定申告をしましょう。申告を忘れた人は、市区町村役場や税務署に相談してください。

### 寝たきりの人は「障害者」

税法上の「障害者」となる人は(表1)の通りです。身体障害者手帳などが交付されていなくても、常時寝たきりの人は「障害者」になります。申請や認定は必要ありません。

### 介護認定を受けている人は市区町村へ相談を

市区町村長が「身体障害者等に準ずる」と認めた人も「障害者」になります。障害者控除の対象と認める範囲が市区町村により異なり、「要介護者」全員を対象にしたり、「要支援」まで対象としている市区町村もあります。

介護認定を受けている人は、基準に合うかどうかを市区町村役場(介護保険・福祉の窓口)で確かめて、「障害者控除対象者認定申請書」で申請し、認定書を受け取りましょう。

表1 税法上の「障害者」となる人

<p><b>1</b></p> <p>知的障害者、精神障害者、身体障害者と認定された人</p>	<p><b>2</b></p> <p>常時寝たきりの人</p>	<p><b>3</b></p> <p>市区町村長が身体障害者等に準ずると認められた65歳以上の人(介護認定を受けている人など)ほか</p>
---	---------------------------------	---

### 「寡婦・寡夫」は認定不要

税法上の「寡婦・寡夫」となる人は(表2)の通りで、証明や認定は不要です。

表2 税法上の「寡婦・寡夫」となる人

<p>「寡婦」(女性)となる人 →以下の①または②に当てはまる人</p> <p><b>1</b></p> <p>夫と死別・生死が明らかでない人で、所得金額500万円以下の人</p>	<p>「寡夫」(男性)となる人</p> <p><b>2</b></p> <p>妻と死別・離婚・生死が明らかでない人で、子どもを扶養している人</p>	<p><b>3</b></p> <p>妻と死別・離婚・生死が明らかでない人で、所得金額500万円以下、子どもを扶養している人</p>
--	--	--

※所得金額のない(非課税)ひとり親でも児童扶養手当を適用して控除が受けられる自治体があります。控除額が変わることもありますので、市区町村役場にお問い合わせください。

「税」の払いすぎ5年前まで  
遡って返還請求できます

K・Sさんの93歳の母親には障害者手帳はありませんが、要介護3の認定を受けていたため、秋田市介護保険課に「障害者控除認定対象者申請」し障害者控除対象者と認定されました。H30年度の確定申告で障害者控除を行い、約1万3千円の所得税が還付されました。

また、母親は3年前から要介護3であったため、3年前に遡って、秋田市から障害者控除対象者認定書を各年ごと出してもらいました。税務署に所得税の公正の請求書(5年前まで可能)各年ごと提出し、総額約4万円の所得税還付を受けました。

